

1. 議事日程

〔令和5年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

令和5年6月12日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】
日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】
日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】
日程第9 議案第53号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第60号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第61号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第55号 安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第56号 安芸高田市不法投棄防止条例
日程第15 議案第57号 安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例
日程第16 議案第58号 安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例
日程第17 議案第59号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第62号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 南澤克彦 | 2番 | 田邊介三 |
| 3番 | 山本数博 | 4番 | 武岡隆文 |

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 5番 | 新田和明 | 6番 | 芦田宏治 |
| 7番 | 山根温子 | 8番 | 先川和幸 |
| 9番 | 石飛慶久 | 10番 | 山本優 |
| 11番 | 熊高昌三 | 12番 | 穴戸邦夫 |
| 13番 | 秋田雅朝 | 14番 | 金行哲昭 |
| 15番 | 児玉史則 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

16番 大下正幸

4. 会議録署名議員

5番 新田和明 6番 芦田宏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|------|------|------|---|---|------|------|---|-------|---|---|---|---|---|---|------|
| 市 | 長 | 石丸伸二 | 副市 | 長 | 米村公男 | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 永井初男 | 危 | 機 | 管 | 理 | 監 | 松崎博幸 | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 高藤誠 | 企 | 画 | 部 | 長 | 高下正晴 | | | | | | | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 内藤道也 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 部 | 長 | 兼 | 福 | 祉 | 事 | 務 | 所 | 長 | 中村慎吾 |
| 産 | 業 | 部 | 長 | 森岡雅昭 | 建 | 設 | 部 | 長 | 河野恵 | | | | | | | | | |
| 消 | 防 | 長 | 近藤修二 | 教 | 育 | 次 | 長 | 柳川知昭 | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 参 | 事 | 和田治子 | 総 | 務 | 課 | 長 | 新谷洋子 | | | | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 沖田伸二 | 政 | 策 | 企 | 画 | 課 | 長 | 佐々木満朗 | | | | | | | |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(5名)

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|------|---|---|---|---|---|------|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 毛利幹夫 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 藤井伸樹 | |
| 総 | 務 | 係 | 長 | 日野貴恵 | 主 | 任 | 主 | 事 | 山 | 口 | 渉 |
| 主 | 事 | 實 | 村 | 峻 | | | | | | | |



午前10時00分 開会

○児玉副議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
毛利事務局長。

○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、市債権の放棄について、36件の報告がありました。
第3点、市長より、令和4年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。
第4点、市長より、令和4年度安芸高田市一般会計予算事故繰越繰越計算書についての報告がありました。
第5点、市長より、令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。
第6点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。
第7点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第8点、監査委員より、令和5年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。
第9点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○児玉副議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○児玉副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番新田議員及び6番 芦田議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○児玉副議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただ

いておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本優議会運営委員長。

○山本優議会運営委員長

おはようございます。委員長報告をいたします。

令和5年第2回定例会の運営につきまして、去る5月12日及び6月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月29日までの18日間といたしました。

議事の都合により、6月13日から15日、6月17日から18日、6月21日から28日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、承認5件、議案10件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第54号、第60号、第61号の3件は総務文教常任委員会へ、議案第56号、57号、58号、59号の4件は産業厚生常任委員会へ、議案第62号は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意1件、承認第2号から第6号までの5件、議案第53号、第55号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

6月2日の議会運営委員会までに提出された陳情、要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、10名からの通告でありましたので、通告順に、6月16日を5名、6月19日を5名といたします。

以上、報告を終わります。

○児玉副議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第2号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○児玉副議長

日程第3、同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本案は、令和5年6月18日で任期満了となる榎原秀克さんを引き続き選任したいとするもので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしました  
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、同意第2号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意につ  
いて」の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸
高田市一般会計補正予算（第1号）】

○児玉副議長 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について【令和5年度
安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】の件を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提出提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、マイナポイント申込期限が5月末に延長されたことに伴う費
用と、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う費用を既定の歳
入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月24日付で専決処
分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それ
ぞれ1億3,633万7,000円を追加し、予算の総額を201億6,919万9,000円と
したものです。これは、マイナポイントの申込期限が5月末まで延長さ
れたことに伴うマイナンバーカード交付等に関わる業務に要する経費と、
新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種に要する経費を追加
するもので、それぞれ準備に関する事務を早急に始める必要があったこ
とから、3月24日付で専決処分いたしました。

資料の10ページ、11ページをお開きください。

歳入です。

15款の国庫支出金は、ワクチン接種のために、新型コロナウイルス
ワクチン接種対策費負担金を9,673万7,000円。新型コロナウイルスワ
クチン接種体制確保事業費臨時補助金を3,730万円それぞれ計上し、マイ

ポイントの申し込みの延長に伴い、社会保障税番号制度を導入整備費補助金を230万円増額しました。

続いて13ページをお開きください。

歳出です。

説明欄を御覧ください。

マイナンバーカード交付事業費230万円は、マイナンバーカード交付等業務委託料を計上したものです。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費3,730万円の主なものは、会計年度任用職員の月額報酬などを1,465万7,000円、また、会計年度任用職員の期末手当などで職員手当等を579万7,000円計上したものです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費9,673万7,000円は、ワクチン接種を委託で実施するためのものです。

以上で要点の説明を終わります。

○児玉副議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番山本です。

この補正予算は、前年度の予算になると思うんですが、今、言われましたように、5月いっぱいまでに延長された関係で予算をして、専決して対応すると、こういうふうに言われたと思うんですね。予算は年度内完了ということで、3月31日までに済むことが前提にされておるんですが、5月まで事業が伸びると、こういうことになると思うんですが、そこはこういうふうなことなんでしょうか。

○児玉副議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この予算は、令和5年度の予算について補正をするものでございますので、これは繰り越しとかの対応ではなく、令和5年度の現年の対応でございます。

以上です。

○児玉副議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議はございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 児玉副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより承認第2号、専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

- 児玉副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】

- 児玉副議長 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

- 石丸市長 本件は、農業集落排水事業特別会計繰出金を繰越明許費に追加したものです。  
地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、承認を求めます。  
御審議のほどよろしくお願いします。

- 児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。

- 高下企画部長 それでは、「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）」の要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算は、繰越明許費を追加したものでございます。  
これは農業集落排水事業特別会計繰出金で、年度末に当該繰出金の財源となる、過疎対策事業債を調整した結果、繰越明許費を補正する必要が生じました。

緊急を要したため、3月31日付で専決処分いたしました。  
以上で終わります。

- 児玉副議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 児玉副議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。  
本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。  
これに御異議はございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○児玉副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第3号、専決処分した事件の承認について【令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）】の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○児玉副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○児玉副議長 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正するものです。
地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。
御審議のほどよろしくお願いします。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、承認第4号の要点の説明をします。
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正したものです。
まず、説明資料を説明いたしますので、そちらを御覧ください。
説明資料では、主な改正点について記載をしています。
まず市民税関係で、森林環境税の導入に伴う改正です。
森林環境税が令和6年度から課税されることに伴い、納税通知書への記載等について改正するものです。
年税額は1,000円で、個人住民税均等割と合わせて賦課徴収します。
次に、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例です。
この改正は、農業を営む個人が一定の要件により売却した免税対象飼育牛1,500頭以内である場合、その所得に係る個人市民税を免除する特例措置について、適用期限を現行の令和6年度から令和9年度に3年間延長するものです。

次に、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例措置の延長です。

優良住宅地の造成のために、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分につき、個人市民税の税率を軽減する特例措置について、適用期限を現行の令和5年度から令和8年度に3年間延長するものです。

次に、軽自動車税関係で、特定小型原動機付き自転車の車両区分の創設です。

道路交通法等の改正に伴い、軽自動車税種別割について、原動機付き自転車のうち、一定の要件を満たす電動キックボード等を特定小型原動機付き自転車とする区分が創設され、年税額を2,000円とする改正をするものです。

次に2ページ、環境性能割の税率の見直しです。

環境性能割の税率区分について、新型コロナウイルス感染症の影響等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行税率区分の適用期限の令和5年3月31日までを、令和5年12月31日まで据え置くものです。

また、令和6年以降に税率区分の基準となる燃費基準の達成度要件を段階的に引き上げるものです。

次に、種別割のグリーン化特例の延長です。

より環境性能のよい車両の普及を後押しするため、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限を、令和5年3月31日から令和8年3月31日まで3年間延長するものです。

なお、営業用乗用車について、種別割の税率を25%軽減する措置は、令和6年度取得分までに限り延長。種別割の税率を50%軽減する措置は、令和7年度取得分までに限り延長するものです。

次に、承認議案書の3ページをお願いいたします。

右が改正前、左が改正後です。

まず、本文の改正では、4ページの第34条の9、第2項から、11ページ上段の第50条第2項までが市民税関係の改正。下段の第82条第1項が、軽自動車税関係の改正です。いずれも法律の改正に伴うものです。

12ページ中段の第98条第1項から、13ページ上段の第101条第1項までが、市たばこ税関係の改正で、法律の改正に伴い、文言を整理するものです。

次に、附則の改正では、13ページ下段の附則第8条第1項、19ページ下段の附則第14条の2から、20ページの附則第25条第1項までが、市民税関係の改正。

ページ戻っていただいて、16ページの中段、附則第15条の2から、19ページ中段の附則第16条の2、第3項までが、軽自動車税関係の改正です。いずれも法律の改正に伴うものです。

再度ページ戻っていただいて、14ページ上段の附則第10条第1項から、15ページ下段の附則第10条の4、第2項までの改正は、いずれも法律の改

正に伴い、引用条項の整理をするものです。

最後に20ページの附則です。

第1条では、この条例の施行期日を定めています。

改正後の条例の施行日は、基本的には令和5年4月1日からの施行ですが、条項によっては適用される時期が異なっていますので、それぞれの施行日を規定しています。

21ページの第2条以降は、それぞれの税目の経過措置について規定をしております。

以上で要点の説明を終わります。

○児玉副議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 今、説明をいただいて、それぞれ実施時期は違うところもありますけども、説明資料の主な内容というところで、市民税関係、あるいは軽自動車関係も含めてありますけど、自主的にこれが実行されたら、安芸高田市としてどのように数字的には影響を受けるのか、算定しておられると思いますけども、概要についてお伺いしたいと思います。

○児玉副議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 まず森林環境税になります。森林環境税のほう、令和5年度の均等割対象者数、1万3,505名としておりますので、1人1,000円ということになりますので、1,350万5,000円を見込んでおります。

それから次の肉用牛でありますけども、令和4年中で一定の要件に該当される方、これ15名というふうに捉えております。

それから長期譲渡所得に係るところでございますけども、こちらのほう、令和5年度該当者1名というふうに見込んでおります。

それからその下、軽自動車税のキックボードのところでもありますけども、施行の7月1日以降で、この特定小型原動機付き自転車、いわゆるキックボードの区分に該当される方、3名いらっしゃるというふうに承知しております。

それからですね、翌2ページの環境性能割ですけども、こちらにつきましても、県のほうで徴収したものが市に振り込まれる仕組みとなっておりますので、令和4年度の実績で申し上げますと901万円になります。

それから最後のグリーン化特例のところでございますが、これは令和5年度で75%、すみません、50%軽減、25%については該当はございませんで、75%3台というふうになっております。

以上でございます。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○児玉副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第4号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市
市税条例の一部を改正する条例】の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○児玉副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民  
健康保険税条例の一部を改正する条例】

○児玉副議長 日程第7、承認第5号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例】の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、訂正提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 本件は、地方税法施行令の改正が令和5年4月1日から施行されること  
に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処  
分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、承認第5号の要点の説明をします。  
まず、説明資料を説明いたしますので、そちらのほうを御覧くださ  
い。

説明資料では、主な改正点を記載しております。

国は、課税限度額超過世帯割合が1.5%台に近づくように、国民健康  
保険税の課税限度額を段階的に引き上げているところ、高所得層の限度  
額を増やし、中間所得層の負担緩和を図る観点から、このたび、地方税  
法施行令を改正し、課税限度額の見直しを行ったものです。

第2条は、国民健康保険税の課税額に関する規定です。

法改正に伴い、世帯主及びその世帯主の被保険者について算定した、  
後期高齢者支援金等課税額、いわゆる医療分の課税額が、現行20万円を  
超える場合は、20万円としている課税限度額を、22万円に引き上げるも

のです。

次に、第23条は、低所得者に対する国民健康保険税の減額についての規定です。

計算により減額して得た額が課税限度額を超える場合、第2条と同様に改正後において、後期高齢者支援金等課税額、いわゆる医療分課税限度額については22万円にするというものです。

また、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減は29万円に、2割軽減は53万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。

次に、第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、第24条には、特例対象保険者等に係る申告についての規定ですが、改正に伴う規定の整備、規定の書きぶりと合わせるため、所要の改正を行うものです。

次に、附則第6項から第8項、10項から13項及び16項から17項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例等についての規定ですが、いずれも対応する法令の規定の書きぶり合わせるため、所要の改正を行うものです。

改正条例の施行期日は、いずれも令和5年4月1日です。

次に、承認議案書の3ページをお願いいたします。

右が改正前、左が改正後です。

説明資料のとおり、3ページで第2条の、4ページから5ページで第23条、第23条の2及び第24条の2の、それから5ページから9ページで、附則の改正を行っております。

最後に10ページ、附則になります。

第1項では、改正条例の施行期日を令和5年4月1日とし、第2項では、改正後の条例の規定は、令和5年度以降の保険税について適用することとし、令和4年度までの保険税については、従前の例によることとしております。

以上で要点の説明を終わります。

○児玉副議長

以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○児玉副議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○児玉副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第5号、専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○児玉副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】

○児玉副議長 日程第8、承認第6号、専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、マイナポイント申込期限が9月末に延長されたことに伴う費用と、子育て世帯生活支援特別給付金に伴う費用及び道の駅三矢の里あきたかたの改修工事に伴う設計費用を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月28日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,377万1,000円を追加し、予算の総額を202億297万円としたものです。

これは道の駅三矢の里あきたかたの休憩情報発信棟テナントの改修工事に伴う設計業務に要する経費と、マイナポイントの申込期限が9月末まで延長されたことに伴い、マイナンバーカード交付等に関する業務に要する経費、また低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金に関する業務に要する経費を追加するもので、それぞれ準備に関する事務などを早急に始める必要があったことから、4月28日付で専決処分いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入です。

15款の国庫支出金は、マイナポイントの申込期間の延長に伴い、社会保障税番号制度導入整備費補助金を462万2,000円増額し、子育て世帯

生活支援特別給付金を2,464万9,000円計上しました。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を450万円増額しました。

続いて13ページをお開きください。

歳出です。説明欄を御覧ください。

外郭団体等運営指導事業費450万円は、道の駅三矢の里あきたかたの改修工事に関わる調査設計監理委託料を計上したものです。

ここで説明資料の1ページをご覧ください。

このたび、株式会社良品計画と、商品開発や新規就農支援などの推進を図る包括連携協定を締結しました。この協定に基づき、道の駅三矢の里あきたかたへ無印良品を出店するため支援するものでございます。

改修工事のスケジュールについては、1ページの下段に記載のとおりでございます。

ここで補正予算書のほうにお戻りください。

13ページをお開きください。

続いて、説明欄の真ん中あたり、マイナンバーカード交付事業費462万2,000円は、マイナンバーカード交付等業務委託料を増額したものです。

続いてその下、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費2,464万9,000円の主なものは、システム改修業務委託料を77万円、子育て世帯生活支援特別給付金を2,375万円計上したものです。

以上で要点の説明を終わります。

○児玉副議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

道の駅三矢の里あきたかたの改修工事の費用についてお聞きします。

1点目なんですけれども、株式会社良品計画と、説明資料でですね、2022年4月から約1年間協議を重ねて、2023年4月27日に包括連携協定を締結ということが書かれております。そしてそれから今日までですね、約1か月半ぐらいの期間があります。この予算をですね、臨時議会を開いて、予算を審査をする十分な時間があつたように思うんですけれども、専決処分をしなければならなかった理由を説明してください。

2点目です。

開業予定が説明資料の一番下ですね、12月となっておりますが、例えばこれを1か月後ろにずらせばですね、この6月定例会で補正予算を出して予算審査が出来たのではないかと思うんですけれども。そうしなかった理由の説明をお願いします。

もしこの会議をずらせない理由があるのであれば、それも教えていただければと思います。

○児玉副議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 1点目の専決した理由でございますけれども、これにつきましては、先ほど議員のほうからいろいろとありましたが、その中で、先方よりですね、本年12月での出店を希望されており、それを伺っておりましたので、スケジュールに合わせて改修工事を進めるには、設計を早急に進める必要がございました。

このことから臨時会を開くいとまがないということで専決をさせていただいたものでございます。

それから、2点目の1カ月ずらして行えばですね、予算計上出来たんじゃないかということでございますが、先方からの12月の出展希望というのは、これは企業戦略でございますので、本市としては、その希望に添った形で動いていくということでございます。

そういったことで1カ月早める、後ろにずらすというような考えはございませんでした。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本です。

専決処分の理由を先ほど同僚議員が伺いましたが、相手の企業が12月出店希望と、こういうことを考慮して専決したというふうにありましたが、そうせにやあこの企業は、この誘致活動にですね、参加しないと、こういうような態度であったんでしょうか。

○児玉副議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 12月でなければ参加しないということではございません。あくまでも先ほど申しましたけれども、企業戦略としての考え方に沿ってということでございますので、市としてはそちらのほうを優先させていただいたということでございます。

○児玉副議長 石丸市長。

○石丸市長 少し不明瞭なところがあるので、改めて説明します。

企業戦略として、12月であれば安芸高田市に出店出来るという条件が提示されたので、それに応じた、これが全てです。それ以外であれば、うちではなくなる可能性が、当然先方にはあります。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本です。

相手も大企業でありまして、この誘致に対してですね、この町へ入ってくるということについて、手続、行政がやらにゃいけん手続があるということは理解するような企業じゃないかと思うん。

で、専決処分というのは予算をして、議会を開くいとまがないときに予算をして執行するというのが専決処分の中身であらうと思いますが、そ

の専決に関わっての理解を求めると、議会へ理解を求めるという手続が、この企業誘致に当たっては大変難しいと、行政の立場をですね、相手の法人に訴えて、こういう手続でやらないかんですが、ちょっと出店には間に合うようにはするが、遅れるかもわからんが理解してくれよと。このような交渉が誘致活動にあって当然しかるべきと思うんですね。その辺は、議会との手続に関してのことについてですね、相手の企業と十分話をされたのかどうか、そこらを御説明願います。

○児玉副議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 そもその認識がかなりずれていますので、改めて御説明します。

今、いみじくも、御自身でおっしゃいましたが、相手は超大企業です。どんだけ上から目線で、殿様商売で、こっちの都合に合わせと言えるのか、不可能です。

むしろ立場としては、全くこっちが下で、下手下手に出て頭を下げて、ぜひお願いしますと。全ての都合がそちらに合わせますと、そこまで言って、やっと来てもらえるかどうか、それが今の企業誘致です。それが現実です。

○児玉副議長 山本数博議員。

○山本数博議員 この説明資料です、専決処分をせにやいけん、この必要性、急ぐんじやと、議会が開くいとまがないんじやと、臨時も出来ないと、こういうようなことをどこを読んでも感じる場所がないし、書いてないんですよ。

ただ勝手に大企業来る、低姿勢に臨まにやいけん、向こうの希望に添うてやるためには、専決処分をしてやる以外なかったと、こういう向こうの言いなりのような、議会を無視した行政手続でやるということは、それは到底承服出来ない。どこのこの説明資料の中で、どうして臨時議会を開くいとまがなかったんだ、で、専決処分をせにやいけんかったんじや、どこに書いてあるか、御説明願います。

○児玉副議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 説明資料1ページの3、工事概要、こちらを御覧いただきたいと思えます。

この工事概要の中、(1)と書いておりますけれども、第一期、市側設計工事と記しております。これが6月中旬から下旬に実施設計が完成とあります。

これから流れていきまして、7月改修工事入札、8月改修工事請負契約締結と。それから8から9月に改修工事を終えるという流れでございます。

この8月から9月に改修工事を終えなければ、その下、第2期ですね、企業側の12月完成に間に合わない。8月、9月に改修工事、市の改修工事

を行うに当たっては、逆算をしていきますと、6月中旬から下旬に実施設計を完成させるには、今回の6月定例会、またその以前に臨時会を開いてという考え方もございますが、それどちらをやってもですね、間に合わないということになりますので、専決をさせていただいたということでございます。

以上です。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

先ほどの説明で、臨時会でも間に合わないということでしたが、この説明資料の1ページの第1期の工事で、6月中旬から下旬に実施計画が完了するというふうになっております。急いだ理由としてですね、4月に2023年4月27日に連携協定を締結されたわけですが、この実施計画を作るに当たって発注がいつだったのか、だからどうしても専決にしないといけなかったのかというのが、やはりちょっとそのスケジュール感が見えてこないの、その説明をちょっとスケジュール感ですね、いつ決まって、いつ発注しなければならなかったから専決にしなければならなかった、臨時会が開けなかったという理由を、ちょっと詳しく教えてください。

○児玉副議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 この専決に関してのスケジュールでございますが、先ほど設計のほうですね、これは4月の27日の公表、これ以降で発注をかけております。実際には5月の頭ですね、随意契約を交わしております、履行期間が5月の15日からということで進めておるものでございます。

この発注が5月の頭となったという理由でございますが、先ほども申しましたが、4月の27日が無印、良品計画の出店の公表でございました。で、この日以前に予算をですね、確保しておかなければいけない状況がございましたので、先ほど申しましたように、臨時会、そういったものに間に合わないということでの専決でございます。

以上です。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

5月の頭ということなんですけど、ゴールデンウィークが絡んだりして、ちょっと難しかったのかなという予想も付くんですが、その開業予定がもう12月というふうな話が出たのがいつだったのか、これが例えば、要は2022年4月から協議を重ねているわけで、その中でこの開業予定が12月ということであれば、このスケジュール感、5月の頭に発注しないといけないんなら、どちらにしてもそれ以前に予算が必要で、臨時会を

これ以前に組めないかという調整も出来たんじゃないかと思うんですけども、この開業予定が12月という話がどの段階で出てたんでしょうか。そこをすみません、教えてください。

○児玉副議長 答弁を求めます。
森岡産業部長。

○森岡産業部長 こちらのほうで発表が出来たのが、4月の27日ということでございますので、そこからの考えということで、12月、協議を進めまして、12月出店ということを経済的に確認をしたところでございます。

○児玉副議長 答弁を求めます。
森岡産業部長。
休憩動議が出ましたので、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
森岡産業部長。

○森岡産業部長 良品計画とは、4月の27日以前からですね、協議のほうは進めておりました。ただ、最終的にですね、12月の出店ということを経済的に確認をされたのが、4月の27日以降ということでございます。

以上です。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。
南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。
今の答弁に関して質問いたします。
決めたのが4月27日以降、12月の開業を決めたのが4月27日以降という答弁だったかと思うんですけども、いつ会議をするか決まったのが27日以降で、28日に専決をしています。いつ開業するか決まっていなのに、その時期に専決処分をするのは、いささか矛盾があるように感じますが、その辺りをもう一度説明いただきたいというのと、それまでの経緯についても、あわせて質問させていただきます。

まず1点目、先ほどは田邊議員の質問からの連絡です。

1点目、いつから道の駅三矢の里あきたかたの休憩情報発信棟への出店の話が始まったのでしょうか。

2点目、この計画にある、壁を取り壊し一つのフロアに改修するというアイデアは、先方の要望でしょうか。それとも、こちらからの提案でしょうか。

3点目、調査設計に450万かかるという概算はどのようにはじき出したのでしょうか。

次、4点目になります。

いつ依頼を、その概算ですね、概算の依頼を行って、いつ回答が来たのかお伺いします。

続いて、最後です。5点目。

その設計業者が概算を出すのですね、現場に来るのかなと思うんですけども、その現場に来たのはいつになりますでしょうか。

以上、田邊議員の質問に合わせて、追加で5点お伺いします。

○児玉副議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 先ほどの最初ですね、4月27日以降ということで、専決と矛盾するということでございますけれども、それ以前からの協議はしてありました。で、出店を12月で出店したいという内々の話はですね、いただいておりますけれども、正確に決まったのが4月の27日ということでございます。ですから出店をして改修の計画を進めるとというのが4月の27日以降で進めておるとということでございますが、よろしいでしょうか。

それから1点目の、いつから良品計画との協議があったかということでございますけれども、2022年4月22日に広島市西区に世界最大の無印良品としてアルパーク店が開業をいたしました。それをもとに、広島県内の自治体や生産者等と連携するためのヒアリングが始まっております。

本市とは2022年2月下旬から接点が始まっておりますけれども、当初は店舗の出店ということではなく、連携協定に関する協議、これについて進めておりました。

協議を進める中で、市内にも拠点が必要ということで申し出がありまして、それ以降、出店に向けての協議を進めてきたということでございます。

それから2点目の、壁を取るのどちらからの意見かということでございますけれども、双方がですね、協議をする上で、良品計画としては、できるだけ広いエリアが使いたいということがございました。で、本市としましても、本当に良品計画に出店いただきたいという思いから、情報発信等のフロアの壁を、今現在ある店舗エリア、説明資料になりますけれども、この説明資料の2ページを見ていただければですね、改修前の図面でAというところ、これが店舗フロアになります。これだけでは少ないということで、A B C Dこれを全てですね、店舗フロアとして改修させていただきたいということで、こちらのほうからも提案をさせていただいたということでございます。

それから、3点目の業者につきましては、業者というか、この設計の金額を決定するに当たりましては、業者からの見積もりを取ってですね、この金額を決定しておるところでございます。

それから4点目、いつ依頼をして、いつ回答があったかということでございますが、少し時間をいただければと思います。ちょっとお待ちい

ただけますか。

○児玉副議長 答弁の途中ではありますが、ここで11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 引き続き答弁をいたします。

③の業者の見積もりにつきましては、概算の見積もり、これの依頼をしたのが4月の25日でございます。

それから4月の25日以降で回答があったということでございます。

それから⑤の、いつ現場を見に来たのかということで、この業者というのは、設計業者かと思えますけれども、この設計業者につきましては、正式には4月25日以降に正式に見に来たということでございます。

以上です。

○児玉副議長 続いて、質疑はありますか。

南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。

質問にちょっと十分に答えが返ってきていないところがございまして、重ねて質問をいたします。

まず一つ目ですね、いつから休憩情報発信棟への出店の話が始まったかを伺っています。無印との協議は2022年の4月というのは承知しています。

また、先ほどの答弁の中で、連携協議の話が2022年の2月というふうに関わってきたんですけども、それを2023年の2月の間違いではないかというのも合わせて確認をさせてください。

それからですね、四つ目のいつ依頼してというのが4月25日ということだったんですけども、いつ回答が来たのかを伺っていますので、こちらも合わせて、いつ回答が来たのか、以降ということでしたが、いつ回答が来たのかをお答えください。

同じく設計業者がいつ現場を見に来られたのかもお答えいただきたいと思えます。以降というのはちょっと腑に落ちない答えです。

○児玉副議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 いつから出店の協議が始まったのかということでございます。先ほど南澤議員の、2022年2月からということ間違いではないかということでございましたけれども、出店の話ではなくて、連携協定に関する協議、これが始まったのが2022年の2月からです。で、実際に良品計画のほう

からの出店の希望がございましたのは、2023年の1月に相手方からプレゼンを受けております。で、その中にそういった思いが含まれておったということで、こちらのほうをそこからの認識をしておるところでございます。

それから、業者の見積もりがいつ回答があったかということでございますが、4月の25日に依頼して、5月の9日に回答があったということでございます。

現場に入ったということにつきましてもですね、その間で4月の25日から5月9日の間で、現場のほうへ入っておられたと思います。いつという日にちはですね、確認はしておりません。

すみません。4月の28日ということでございます。

すみません、概算のですね、業者が現場入られたのが4月の28ということでございます。

以上です。

○児玉副議長 質疑はありますか。

南澤議員。

○南澤議員 すみません、情報発信棟の話が始まったのがいつかという話ですね、回答がないんですけども、ちょっとここ、これが1回にカウントされてしまうと次に行けないので。

○児玉副議長 今の明確に、その答弁。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 再度ですね、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、詳しくですね、答弁が出来ていなかったというところがございました。申しわけありません。

1月の9日にですね、プレゼンを受けております。このプレゼンにおいて、出店の意向がございましたので、その日からこちらは認識をしておるところでございます。答弁になっておりますでしょうか。

最終的に出店を決めておるのは、ずっと申し上げておりますように4月の27日です。

以上です。

○児玉副議長 南澤議員。

○南澤議員 お伺いしているのは、休憩情報発信棟への出店のところにこだわっています。なぜなら、そこには観光協会がいたからです。観光協会が解散を決めたのは3月31日付だったと記憶しております。観光協会の解散が決まる前に、出店の話を、休憩情報発信棟での出店の話を進めることっというのは、あり得るんでしょうか。そこをこだわって聞いています。ですから、この話が始まるのは、4月1日以降でなければ、つじつまが合わないのではないかなというふうに思っています。そのいつから始まったのかということ聞いております。

ちょっとやっぱり日付が前後していてよくわからないんですけども、設計の概算を出してもらったための依頼が4月25日で、回答が来たのが4月28日ですか、5月9日ですか。現場を見に行ったのは、4月25から5月9日の間というような回答だったかと思うんですけども、大変あやふやですね、正確な答弁をお願いしたいなというふうに、これはもう議長にもお願いしたいなと思うんですけども、思います。

で、そのスケジュール感であれば、臨時議会が開けたのではないかというのを、最終的にはそこに質問をもっていきたいんですけど、3回目のところでもうあやふやな答弁なので、そこにたどり着かないので、臨時議会をなぜ開かなかったのか。この依頼して割とすぐ、25日に依頼して28日に見積もりが来るぐらいのスケジュール感で業者さんが動いてくれるのなら、臨時議会を開くこと、いとまが全くなかったというのはちょっと納得出来ないの、納得出来るような説明をいただきたいと思います。

○児玉副議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず私のほうで大枠のところをお答えします。

何かあり得るんだろうかみたいなことをおっしゃるんですが、全然あり得ます。

なぜならばこれ皆さんのほうに、議員の皆さんに認識がないことはないと思うんですが、道の駅は赤字の事業です。よろしいですか、ここまで。指定管理を3,000万出しています、はい。商業施設だけ赤字です。なので、収支の改善を急がなければならない。これ私、結構何回も言ったはずですよ。御記憶ありますよね。よろしいですか、はい。

で、そのテナント業なんです、入っている棚のほうですね、観光協会でした。よろしいですね、はい。で、観光協会には、かねてよりその収支の改善も指導しました。これよろしいですね。となると、観光協会には、あの場所をもう出ていくしかない、そのように打診を続けていました。で、最終的に協会を続けるのか、解散するのか。それは3月の末に判断されたんですが、いずれにせよですね、あの場所はもう出ていくというのが既定路線です。

それは市の中に明確なビジョンとしてありましたので、道の駅としてもテナントあくわけですから、そこを早急に埋めなければいけない。しかもそれは既に入っている観光協会よりも収支を改善する形で探さなければ意味がないですよ。ですので、全然あり得ます。

で、部長の答弁も、事実は全てお伝え出来ていると思うんですが、まずよろしいですか、もう一回いきますよ。相手は上場企業です。大企業です。売り上げが3,000億から4,000億ある大企業です。企業戦略というものがあります。で、この並びで言えば、これ話にあったと思うんですが、三次に出店もされますと。その並びで12月、何とかしてここに開

業させたいという話があったんです。1年、1カ月、2カ月過ぎてもいいんじゃないかと気軽におっしゃいますが、1カ月、2カ月過ぎたら年が明けて、2月、3月というのは一番商業的にもうからないんです。そんな時期に出店するなんていうのは自殺行為です。

となると、何としても年内に間に合わせなければならない。これは普通のビジネスの感覚でいえば当たり前にわかる話です。そこまで踏まえた上で、市として最大限協力する、それが今回の決定になっています。私からは以上です。

○児玉副議長 ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 何点かありますので、まず最初に予算書の11ページのマイナポイント関係の補助金が出ておりますが、今、国等でいろいろトラブルがあって、課題山積という状況ですが、安芸高田市においては、国のそういった施策の中において、課題等出ているのかどうか、これをまず1点お聞きします。

それからもう一点は、今、いろいろ議論をされております、無印良品の出店について、私なりに無印を調べましたけども、市長は3,000、4,000って言いますが、今、5,000億の売り上げがあるように書いてありました。グループでですね。そういった企業ですから、1日がどれだけ大事かというのは、私もいろいろ関連の事業をする中で、その1日の売り上げ、特に5,000億近いグループ企業が1日がどれだけ価値があるかというのは、私も含めて、商売される方はみんなそうだと思いますけども、それだけ時間というのは貴重なものです。

そういった範囲の中で、とりわけ3年前ですかね、社長が交代されて、世界戦略を海外に出るんじゃないしに、土着型にしていくという方針転換をされたんですね。そういった中で、今回のチャンスがめぐってきたんです。だからそういったことをしっかり踏まえたことで受けとめれば、ぎりぎり間に合ってよかったなという感じが、私はしております。

そういった感覚を、今、聞きながら思ったんですが、ただ改修計画の中の設計費用が450万というのは、通常、建設費の15%が設計費というのが通常の価格ですが、改修ですから、少し高いんじゃないかなという、私は感じがしております。先ほどいろいろ協議をしたとおっしゃっていましたが、この450万の根拠というのは、どういった形で精査をしておるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○児玉副議長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 まず私のほうから、マイナンバーカードに関してお答えをさせていただきます。

本市におきまして、本日まで、マイナンバーカードに関するトラブ

ルに係る報告、一切受けておりません。そういう状況でございます。

以上です。

○児玉副議長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 2点目の設計費、この根拠でございますけれども、これはこちらからの依頼によります業者からの見積もりによるものでございます。先ほどの説明資料2ページの改修前から改修後に変えるためには、どのぐらいの設計になるかというところの、設計の、ここをはじくための設計費の見積もりということでございます。

以上です。

○児玉副議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

熊高議員。

○熊高議員 マイナンバーカードについては、国のほうからも特別な今、指示があったわけじゃないということで確認してよろしいでしょうか。何もないという、問題ないということですから、改めてそういった流れとして、安芸高田市はそういった課題も出てきそうにないし、国からの指示、そういったものも特にないというふうに受けとめていいのか、改めて確認します。

それから、もう一点の設計費用450万ですが、これは無印も含めての協議がされておるんだと思いますけども、無印も含めた、その設計業者の選定だったのかどうか。で、何社の見積もりであったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○児玉副議長 答弁を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 マイナンバーカードのトラブルに関してです。

議員御指摘のように、現段階で本市にてトラブルがあるという報告は一切受けておりません。また、省庁からもそのような報告、情報提供は受けておりません。

で、今回の国のトラブルを受けまして、5月23日付で総務省のほうから、全国の自治体のほうへ登録手順の徹底を要請する文書が、通達が来ております。これについては、本市のほうでも十分現場のほうに行うよう指示をいたしております。

以上です。

○児玉副議長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 設計業務の委託の関係でございますけれども、設計業務の委託につきましては、あくまでも市側の改修に対する業務委託となります。良品計画側の改修につきましては、良品計画側が独自でやられておると認識しております。

○児玉副議長 以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 マイナンバーカードについては、あまり影響のないように祈るしかないかなという感じですが、よろしくお願ひしたいと思います。

で、設計業務について、市独自でやったということですが、今後設計をする中で、当然無印との協議も必要だと思いますが、そこらは今後、費用は市が見たにしても、設計業務というのは、当然もう出店計画があるわけですから、そこらとの協議も含めてするということだと思いますが、費用を出さないにしても出店をしていただくということがうちのメリットで、こういった予算を使うわけですから、そこらのやりとりというのは、十分市としても対等な立場、あるいは無印良品のほうが来てくれるという感覚というのは強いとは思いますが、そこらは無印良品がどんなものをしていかということを中心に考えるとすれば、市のほうは、そちらの意向というのは十分反映すべきだと思いますが、そこらの協議というのは、今後どのようにされていくのか、お伺ひしておきたいと思います。

○児玉副議長 答弁を求めます。
森岡産業部長。

○森岡産業部長 こちらの改修工事につきましては、良品計画が出店をされるためのエリアを確保する、説明資料の2ページの改修後の、このエリアを確保するためのものがございます。で、来て、そこに出店をされるために、必要最小限なことを市がやらせていただきますよ。で、良品計画につきましては、それから、その中に入るに当たって、照明でありますとか、装飾でありますとか、陳列棚でありますとか、そういったものは良品計画のほうで出資をしていただくということで協議を進めておりますし、これからも最終調整をさせていただきたいと考えております。

○児玉副議長 以上で答弁を終わります。
続いて、石丸市長。

○石丸市長 別のところでまた話には出るはずなんですけど、理解がしやすくなると思いますので、今、お伝えをします。

今回の改修、市側で約3,000万という話ですけども、これ資料の中に無印がその後、第2期を行うと、良品計画が行うとあるんですが、ここで大体8,000万、企業が投資をされる予定です。ですので、市のもち出しに比べて、企業側のほうが遥かに大きな投資です。で、恐らく、今後この規模の企業が本市に投資をすることはないんじゃないかなというぐらゐの案件となっています。ゆゑに、これまでお話をしていますが、あらゆる万難を排して、この良品計画の出店を、市としては支援をしていると、そういった状態です。

○児玉副議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○児玉副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本です。

ただいまずっと経過なり、聞かせていただきました。これならば十分臨時議会で開けて、今の企業誘致の活動についてですね。執行部のほうからる説明をいただいて、で、予算が要るんじゃないというような経過が取れるというふうに、私は判断いたしました。

よって、地方自治法で示されています、専決処分の179条第1項の規定要件を満たす事案だというふうに認めがたいというふうに思えます。

この手続は行政手続においてですね、議会軽視と言わざるを得ない、このように思えます。

よって、本件の承認において、反対するものであります。
以上です。

○児玉副議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。

賛成の立場で討論いたします。

専決処分について、地方自治法第179条には、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的猶予がないことが明らかであると認めるとき、とあります。今回のケースがこれに当てはまるとは思えません。手順に課題があるとはいえ、専決処分が不認定でも、処分の効力は有効であるため、今回は賛成しますが、予算決定のプロセスで議会を通さないことは適当ではないと思えますので、今後は同じようなケースでも、閉会中であれば臨時議会を開いて議決されて、予算が決まるという形にすべきであると考えます。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○児玉副議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。
続きまして、本件に対する賛成討論の発言を許します。

南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。

先ほどの質疑の中で、臨時議会が開けなかった理由、ちゃんとした理由は、残念ながら質問の中では詰め切れませんでした。

こういったケースは、臨時議会を開いて議会の承認を得てほしい

と、今後は必ずそういう手続を取ってほしいということを申し伝えます。

しかし、万難排して、今回の地域課題解決のリソースをもつパートナーを迎えるチャンスを作るということは理解出来ますし、多くの市民の方々が期待していること、ということも承知しております。

田邊議員と同様ですが、ここで不承認としても予算の専決処分は有効となりますので、本件は承認として、今後はしっかりと臨時議会を開いてほしいということを申し伝えて、私の賛成討論とします。

以上です。

○児玉副議長 続きます、本案に対する反対討論の発言を許します。

山本優議員。

○山本優議員 山本優です。

先ほどからいろいろ執行部が説明されますが、企業が12月オープンという決定をするに当たってはですね、大企業ならとにかく逆算して、いつの時点で決定せんにゃいけんかいうことは、しっかり計画しとるはずです。ただ3月、4月、5月になって急にやって、12月がオープンだからといって、行政が相手企業に合わせる必要はない。

市長は常に、ルールは守れ、適用適正、いつも言われております。議会のルールをしっかり守ってこそ、正当な企業誘致が出来るんだらうと思います。

ですから、企業はそういう計画をもっておったんなら、十分にこれは臨時議会開いてでも議会の議決を得ることは出来たと、私は思います。

それと、この件に関していろいろ皆さんおっしゃいますけども、まず説明不足です。収支がどうのこうの言う前に、議会にしっかり説明して、こういう企業が進出したいんだから、こうこうこういうふうにしたという、なぜそういう説明がないんですか。説明不足です。ということで、十分な協議する時間もあつたと思いますし、説明不足という点でこの案には反対といたします。

○児玉副議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 賛成の立場で討論を申し上げますけども、先ほどからいろいろ経緯について詳しく聞かせていただきました。

現場は身を削るような思いで協議をしてきたんだらうなというのが、先ほどの説明でも伝わってきました。

そういった中でルールを無視したとかいうような形で私は受けとめておりません。先ほどの説明の中で、十分そういったいとまがないという状況も理解出来ました。

議会軽視とか説明不足とか、いろいろ思いはあるようですが、そういった状況というのは、本当に我々の責任にもあるわけですから、そういったことも含めて、今回の専決というのは、一定の方向性として

理解出来るというふうに思いますし、政策ファースト、市民の方も、皆さん期待をされておるとい話をたくさん私も聞きましたので、この事業がとまるということになれば、本当に市民の皆さんは、この町に対して失望をするというふうに思いますので、ぜひともこの補正予算案の関係というのは、通すべきだというふうな形で、賛成討論とさせていただきます。

○児玉副議長 次に、本件に対する、引き続き賛成討論の発言を許可します。
暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○児玉副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
休憩中に説明させていただきましたけども、進め方のちょっと不手際がございまして、山本優議員の反対討論がありましたけれども、山本優議員の反対討論は一度無効ということで進めさせていただきたいと思えます。申しわけありませんでした。

続きましてほかに賛成討論がありませんか。

(討論なし)

これをもって討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第6号、専決処分した事件の承認について、【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)】の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○児玉副議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第53号 安芸高田市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○児玉副議長 日程第9、議案第53号「安芸高田市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、防疫等作業職員の特種勤務手当の特例措置を廃止するなどするため、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高藤総務部長。

- 高藤総務部長      それでは、要点を説明します。  
説明資料をお願いいたします。  
1の改正理由です。  
本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染となり、国の人事院規則が一部改正されたことに伴い、同様の改正を行うものです。  
2の改正内容ですが、（1）支給要件である、新型コロナウイルス感染症を、特定新型インフルエンザ等に改正及び（2）支給金額を3,000円の範囲内から、1,500円を超えない範囲内に改正するもので、この条例の適用時期につきましては、公布の日から施行し、令和5年5月8日に遡及して適用するものとしています。  
以上で要点の説明を終わります。
- 児玉副議長      以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
（質疑なし）
- 児玉副議長      質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ございませんか。  
（異議なし）
- 児玉副議長      異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
（討論なし）
- 児玉副議長      討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第53号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 児玉副議長      起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第10 議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第60号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第61号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 児玉副議長 日程第10、議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第12、議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 議案第54号は、農地保有合理化事業の廃止に伴う手数料の削除及び宅

地造成等規制法が宅地造成及び特定盛り土等規制法に改正されることに伴い、県から事務権限委譲されるため、当該事務許可に要する手数料を定めるものです。

議案第60号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第61号は、安芸高田市高宮田園パラッツォリハーサル室の使用料等について、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○児玉副議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○児玉副議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第55号 安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

○児玉副議長

日程第13、議案第55号「安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本案は、地方自治法の改正による当該法律を引用する部分について、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○児玉副議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長

それでは、要点の説明いたします。

地方自治法の改正により、第238条4、第4項が、238条の4、第7項に繰り下げとなったことにより、当該法律に引用している第1条について改正を行うものです。

このことにつきましては、本来、平成19年に改正を行うところでありましたが、失念をしており、この定例会での改正となりました。おわびいたします。

なお、この間につきましては、変更解釈により取扱いを行いますことから、影響、問題等はございません。

また、この条例につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○児玉副議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。  
先ほど説明の中に、平成19年にしておくべきだったというのが漏れておったという説明があったかと思いますが、その原因等、対策等は出来ているのでしょうか。

○児玉副議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
高藤総務部長。

○高藤総務部長 19年に本来改正するべきところが、まあこれがですね、事務引き継ぎ等がはっきり出来ておらんかったというのが原因だと考えております。  
そうした中で、今後におきましてはそういったところをしっかりと受けとめまして、漏れのないように対応していきたいと考えております。  
以上でございます。

○児玉副議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。  
これに御異議ございませんか。  
(異議なし)

○児玉副議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○児玉副議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第55号「安芸高田市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○児玉副議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第56号 安芸高田市不法投棄防止条例

日程第15 議案第57号 安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラル設置及び管理条例

日程第16 議案第58号 安芸高田市高宮青空市湯の森店設置及び管理条例を廃止する条例

日程第17 議案第59号 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を
改正する条例

○児玉副議長 日程第14、議案第56号「安芸高田市不法投棄防止条例」の件から、日程第17、議案第59号「安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第56号は、廃棄物の不法投棄を未然に防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的に、不法投棄の情報提供者への報奨金の支給などを規定した条例を制定するものです。

第57号は、安芸高田市高宮ショッピングセンター施設パストラルの設置及び管理条例を制定するものです。

第58号は、安芸高田市高宮、青空市湯の森店の閉店に伴い、関連する条例を廃止するものです。

第59号は、駐車場使用者のニーズに応じた適切な対応が出来るよう、主要区分や用語など、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第62号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

○児玉副議長 日程第18、議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、物価高騰対策に係る支援給付金に伴う費用や、中小企業等、エネルギー価格高騰対策支援事業に伴う費用等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○児玉副議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○児玉副議長 質疑なしと認めます。



これをもって、質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は6月16日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時01分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員